



## TOPIC 1 | 所有者不明土地等対策の新たな工程表を策定

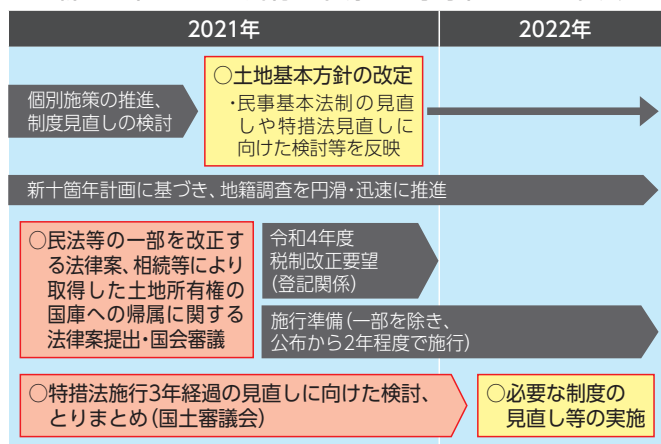
政府の「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議」が、不動産登記簿などの所有者台帳により、所有者が直ちに判明しないなどの所有者不明土地等対策の新たな工程表を策定した。登記簿上確認できない土地は2割に達しており、土地活用の弊害になっている。

会議では、法務省が不動産を取得した相続人の登記を義務付ける不動産登記法の改正案を示した。改正案では不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることを義務付け、所有者不明土地の発生を予防する。また、相続土地国庫帰属法案では、相続、遺贈で取得した土地を手放して、国庫に帰属させることを可能とする制度も創設。

民法も改正でも裁判所の関与の下で、不明共有者等に対して公告などを行った上で、残りの共有者の同意で、共有物の変更行為や管理行為を可能にする制度を創設。

法案は今国会に提出される見通し。新たな工程表では「施行準備(一部を除き、公布から2年程度で施行)」だ。

新たに策定された所有者不明土地等対策の主な工程表



国土交通省では、この民事基本法制の見直しや、昨年3月に公布・施行された土地の適正な「利用」「管理」の確保の必要性等を明確化した改正土地基本法を踏まえ、主な検討事項(素案)として△所有者不明土地の円滑な利活用を図るための仕組みの拡充△管理不全土地の適正管理を図るための仕組み——などを盛り込んだ。

## TOPIC 2 | エコキュートのトップランナー基準見直し、消費効率5%向上を

国は家庭用ヒートポンプ給湯器(エコキュート)のトップランナー基準を改正する。

トップランナー基準は、省エネ法に基づき、特定の設備機器などに対し、省エネ性能の目標基準(トップランナー基準)を設定。年間の国内出荷向けの生産量・輸入量が一定数量以上である事業者に対して、目標年度までにトップランナー基準の達成を求めるもの。

家庭用ヒートポンプ給湯器は現行では2017年度が目標年度となっていたが、基準達成率は100%を超え、エネルギー消費効率は基準導入前から3割改善となった。

新たな基準は、想定世帯、貯湯容量、仕様、保温機能、貯湯缶数の5つの要素の組み合わせによる区分を10区分に統

合。そのうえで、それぞれの区分において、エネルギー消費効率を現行の基準年度(2017年度)の実績値よりも約5%改善する数値に改定した。

対象機器となる家庭用ヒートポンプ給湯器は、CO<sub>2</sub>を冷媒とする家庭用ヒートポンプ給湯器。

基準達成の目標年度は2025年度。家庭用ヒートポンプ給湯器は新製品の開発に必要となる期間が通常2~4年程度であることから、目標年度までに少なくとも1~2回程度の製品開発の機会が得られるよう配慮する必要がある。こうしたことから、現行の基準年度の2017年度から開発サイクル2回分の8年を経た2025年度を新たな基準の目標年度に設定した。